

平成20年度

計 量 年 報



京都府計量検定所

はじめに

計量制度は、社会生活や経済活動の根幹として、府民の皆様の日常生活から産業や科学技術の分野に至るまで密接な関わりを有し、経済の発展と文化の向上に欠くことのできない重要なものであります。

京都府といたしましては、近年の社会・経済情勢を踏まえ、国際化、高度情報化、技術革新への対応、消費者利益の擁護を基本としながら、「正確な計量器の供給」、「正確な計量器の使用」、「適正な計量管理システムの確保」、「計量思想の普及」などを目的に、計量法に基づく各般の事業、施策を推進しています。

この「計量年報」は、平成20年度中に実施した計量業務の実績などについてその概要をまとめたものです。

今後とも、本府の計量行政に一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたしますとともに、皆様の参考資料としてご活用願えれば幸いに存じます。

目 次

総 説	
1 沿 革	1
2 組織と主要分掌事務	2
3 土地及び建物	3
4 検定検査用設備機械用具	5
5 歳入歳出実績	6
計量関係事業に係る届出、登録、指定及び立入検査	
1 届 出	8
2 登 録	12
3 指 定	14
4 立入検査	16
特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査	
1 検定及び装置検査	17
2 基準器検査	20
特定計量器に係る定期検査、計量証明検査、立入検査及び依頼検査	
1 定期検査	21
2 計量証明検査	25
3 立入検査	26
4 依頼検査	28
量目の検査及び指導	
1 量目立入検査	29
計量制度の普及啓発事業	
1 計量記念日事業	30
2 計量教室の開催	31
3 消費生活展	31
4 施設等の見学	31
計量関係団体への支援	32
計量制度の推進	
1 指定製造事業者制度の充実	32

総説

1 沿革

京都においては、古くから、ものさし、ます、はかりなどが作られ、江戸時代には幕府の統轄機関として神家秤座、福井家柁座があり、西国 33 か国を支配していた。

その後、社会の近代化とともに明治 8 年に度量衡取締条例、明治 24 年に度量衡法、昭和 26 年に計量法が制定され、さらに、平成 4 年に国際化への対応、技術革新への対応、消費者利益の確保を柱とした改正計量法が公布、平成 5 年 11 月 1 日から施行され、社会生活の基本的制度として今日に至っている。

本府は、上記の歴史的経過を背景に計量器の製造、販売業者が多いことから、明治 38 年には内務部に権度課を設置し、その後の社会の進展に応じて正確な計量器の供給と適正な計量の実施を確保するため拡充、強化を図ってきた。

また、平成 12 年 4 月に施行されたいわゆる「地方分権推進一括法」により、計量行政は国の機関委任事務から自治事務化され、地域社会に即した計量行政を推進することが求められていることに対しても的確に対応してきている。

明治 26 年	4 月	京都府常置度量衡検定所設置
	37 年 10 月	内務部第 4 課に権度係設置
	38 年 4 月	内務部に権度課設置
	39 年 11 月	度量衡検定所を府庁構内に新築
昭和	4 年 9 月	内務部商工水産課権度係に組織替
	10 年 1 月	経済部商工水産課権度係に組織替
	23 年 8 月	商工部商工課権度係に組織替
	30 年 11 月	京都府計量検定所設置（第 1 種地方機関）
	35 年 1 月	庶務課、業務課を設置
	39 年 4 月	庶務課、業務第一課、業務第二課の 3 課制となる。
	43 年 4 月	庶務課、検定第一課、検定第二課、検査課の 4 課制となる。
	45 年 4 月	府庁本館新築のため仮庁舎を現在地に建設し移転
	49 年 8 月	計量検定所新庁舎完成
	56 年 4 月	会計規則による公所指定
	57 年 6 月	検査課を指導検査課と改称、次長制の設置
平成	12 年 4 月	計量行政が機関委任事務から自治事務となる。
	21 年 4 月	次長制の廃止、指導課の 1 課制となる。

2 組織と主要分掌事務（平成21年4月1日現在）



人員配置

職名 課名	所長	課長	課長補佐	主査	主任	主事	副主査 (再任用)	計
指導課	1	1	1	3	2	1	2	11

一般計量教習終了者 5名

3 土地及び建物

所在地	京都市上京区室町通中立売上る薬屋町 431		
敷地	1,313m ²		
建物	本館	鉄筋コンクリート3階建	
		床面積 299.01m ²	延面積 890.84m ²
	自動車車庫	鉄骨スレート葺	21.60m ²
	自転車置場	アルミ波板葺	18.94m ²

主な付帯設備

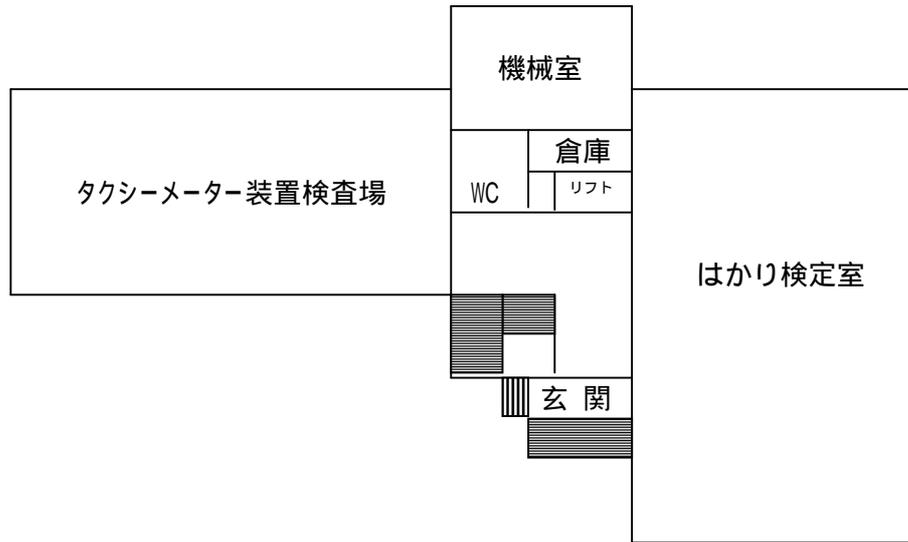
高圧受変電設備	1式
受検器物運搬用昇降リフト	1基
はかり検定用天井走行クレーン	1基

主な室の面積

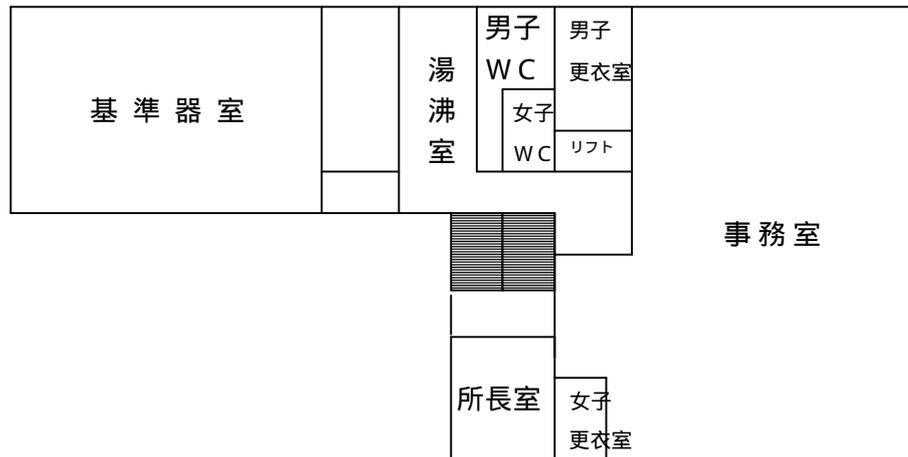
事務室（所長室を含む）	136.00m ²
はかり検定室	104.00m ²
タクシーメーター装置検査場	94.15m ²
体積計検査室	77.00m ²
圧力計検定室	65.00m ²
基準器室	62.65m ²
浮ひょう検定室	17.55m ²
温度計検定室	16.80m ²

平面図

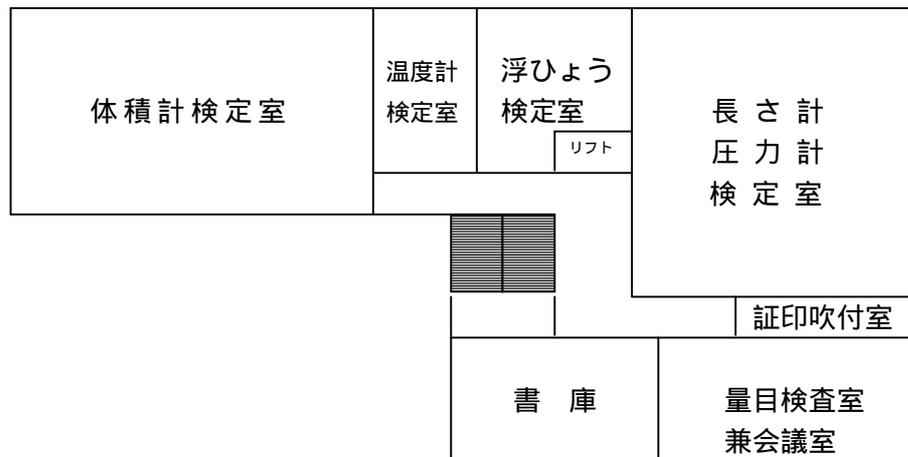
1 階



2 階



3 階



4 検定検査用設備機械器具

(1) 基準器

品名	数量	品名	数量
基準巻尺	2個	基準水道メーター	1個
タクシメーター装置検査用基準器	3個	基準燃料油メーター	1個
基準手動天びん	4個	液体メーター用基準タンク	7個
基準台手動はかり	1個	液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	2個
基準直示天びん	4個	燃料油用基準浮ひょう型密度計	2個
特級基準分銅	2組	基準液柱型圧力計(血圧計用)	1個
一級基準分銅	6組	基準重錘型圧力計(パスカル対応)	4個
基準ガラス製温度計	7組	基準酒精度浮ひょう	1組
基準全量フラスコ	6個	基準比重浮ひょう	1組
基準ビュレット	4個		

(2) 検定検査用主要機器

品名	数量	品名	数量
タクシメーター装置検査用回転数計	4個	実用基準分銅(連鎖式)	1式
定電圧電源装置	2個	定盤	16個
ストップウォッチ	10個	秤架	2個
振動計	1個	チェーンブロック	1個
圧力計(タクシメーター用)	3個	証印吹付器	1個
電気式質量比較器	10個	水銀標準温度計	1個
実用基準分銅	177個	簡易フォークリフト	1個

(3) 公用車

普通四輪貨客兼用車 1台

5 歳入歳出実績

(歳入)

(単位：円)

科 目	区 分	金 額
(款)	1 計量器検定等手数料	18,435,230
使用料及び	・ 計量器検定手数料	11,280,210
手 数 料	・ 計量器定期検査手数料	4,200,060
(項)	・ 基準器検査手数料	2,188,000
手 数 料	・ 計量証明事業計量器検査手数料	766,960
(目)	2 計量関係事業者登録等手数料	183,050
商工手数料	・ 適正計量管理事業所指定手数料	7,650
(節)	・ 計量証明事業登録等手数料	175,400
商工業手数料	3 その他証明事務手数料	36,400
	計	18,654,680
(項)使用料 (目)商工使用料 (節)計量検定所使用料		3,970
(款) 諸 収 入	1 計量器出張検定旅費納付金	967,850
(項) 雑 入	2 大型はかり出張検査等旅費納付金	303,165
(目) 雑 入	3 大型はかり検査用分銅等運搬費納付金	1,146,000
(節) 納 付 金	計	2,417,015
(節) その他収入		41,322
	合 計	21,116,987

(歳出)

(単位:円)

科 目		金 額
(款)	(節) 報 酬	2,052,006
	商 工 費	
	共 済 費	345,930
(項)	賃 金	3,090,094
	商 工 業 費	
	報 償 費	9,450
(目)	旅 費	3,066,850
	計 量 検 定 費	
	需 用 費	5,208,986
	役 務 費	5,860,533
	委 託 料	658,770
	使用料及び賃借料	450,888
	負担金、補助及び 交 付 金	16,000
	公 課 費	18,900
合 計		20,778,407

計量関係事業に係る届出、登録、指定及び立入検査

1 届 出

(1) 特定計量器製造・修理事業

特定計量器の製造又は修理の事業を行おうとする者は、法令で定める事業の区分に従い、製造は経済産業大臣に、修理は都道府県知事に届け出なければならない。

(法第40条、46条)

なお、届出事項に変更が生じたときも、遅滞なく届け出なければならない。

(法第42条、45条、46条)

事業者数等は表1～3のとおりである。

表1 処理件数及び届出製造事業者(本府に主たる事業場を有するもの)・届出修理事業者数

区 分	製 造					修 理				
	処 理 件 数			事 業 区 分 数		処 理 件 数			事 業 区 分 数	
	新規	廃止	変更	19年未満	20年未満	新規	廃止	変更	19年未満	20年未満
タクシメーター			1	1	1				15	15
質量計等			4	25	25		3	6	34	31
温度計				1	1					
水道メーター		2	6	10	8					
温水メーター				1	1					
燃料油メーター				12	12			2	6	6
液化石油ガスメーター				1	1	1				1
ガスメーター		2	2	4	2					
排ガス積算体積計等		1		3	2					
排水積算体積計等		1		3	2					
量器用尺付タンク				1	1					
密度浮ひょう等				1	1					
圧力計(血圧計を除く)		2		4	2			2	5	5
血圧計									4	4
熱量計				1	1				1	1
濃度計		2	1	25	23		3		13	10
合 計	0	10	14	93 (30)	83 (30)	1	6	10	78 (48)	73 (47)

(注)()内は届出事業者の実数。

表2 届出製造事業者(本府に主たる事業場を有するもの)及び届出修理事業者の分布状況

区分 市町村	製 造		修 理		合 計	
	事業者	事業所	事業者	事業所	事業者	事業所
京 都 市	21	25	36(5)	38	57(5)	63
福 知 山 市			1	1	1	1
舞 鶴 市			3(1)	3	3(1)	3
綾 部 市	1	2	1	1	2	3
宇 治 市	3	3	1	2	4	5
城 陽 市	1	1			1	1
向 日 市	1	1	2	1	3	2
長岡京市						
八 幡 市	1	1			1	1
京田辺市			1	1	1	1
京丹後市			1	1	1	1
久御山町	1	1	1	1	2	2
京丹波町	1	1			1	1
合 計	30	35	47(6)	49	77(6)	84

(注)()内は府外に本社を有する事業者の内数。

表3 府外の届出製造事業者であって、本府に事業場を有する者

区 分	事 業 区 分 数		事業者及び事業場の名称(所在地)
	20年度末現在	19年度末現在	
燃料油メーター	8(2)	8(2)	トキコテクノ(株) 京都営業所(京都市) 日本エンジニアサービス(株) 福知山出張所(福知山市)
液化石油ガスメーター	1(1)	1(1)	日本エンジニアサービス(株) 福知山出張所(福知山市)
質量計等	1(1)	1(1)	パナソニックSSエンジニアリング(株) 関西社京滋営業所(京都市)

(注)()内は届出事業者の実数。

(2) 特定計量器販売事業

特定計量器のうち表4に掲げるものの販売(輸出のための販売を除く。)の事業を行おうとする者は、法令で定める事業の区分に従い、販売をする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。(法第51条)

ただし、届出製造事業者又は届出修理事業者が、届け出に係る特定計量器を製造又は修理し、販売の事業を行おうとするときは、届け出を要しない。

なお、届出事項に変更が生じたときも、遅滞なく届け出なければならない。

また、適正な計量を確保するため、必要な知識を習得し、購入者に対して正しい使用方法を説明するなど遵守すべき事項が定められている。(法第52条)

事業者数等は表5・6のとおりである。

表4 事業の区分及び略称

区 分	略 称
非自動はかり(計量法施行令第14条各号に掲げる特定計量器(家庭用特定計量器)を除く。)分銅及びおもり	質 量 計

表5 処理件数及び事業者・店舗数

区 分	処 理 件 数			20年度末現在		19年度末現在	
	新 規	廃 止	変 更	事 業 者 数	店 舗 数	事 業 者 数	店 舗 数
質 量 計	5	1	19	458	893	454	890

表6 地域別店舗数

市区町村		店舗数	市区町村		店舗数
京都市	北 区	13	乙訓郡	大山崎町	2
	上 京 区	18	久世郡	久御山町	11
	左 京 区	42	綴喜郡	井手町	3
	中 京 区	64		宇治田原町	3
	東 山 区	14	相楽郡	笠置町	1
	山 科 区	28		和束町	2
	下 京 区	58		精華町	10
	南 区	58		南山城村	3
	右 京 区	47	船井郡	京丹波町	6
	旧京北町	4	与謝郡	与謝野町	19
	西 京 区	33		伊根町	5
	伏 見 区	50	郡部計		65
京都市計		429			
福 知 山 市	45				
舞 鶴 市	57				
綾 部 市	28				
宇 治 市	35				
宮 津 市	27				
亀 岡 市	38				
城 陽 市	23				
向 日 市	11				
長 岡 京 市	14				
八 幡 市	18				
京 田 辺 市	15				
京 丹 後 市	53				
南 丹 市	14				
木 津 川 市	21				
市部計		399	府下計		464
合 計					893

2 登 録

(1) 計量証明事業

ア 一般計量証明（長さ、質量、面積、体積、熱量）及び環境計量証明（濃度、音圧レベル、振動加速度レベル）の事業を行おうとする者は、法令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに都道府県知事の登録を受けなければならない。（法第107条）

なお、届出事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出なければならない。

事業者数等は表7・8のとおりである。

イ 登録事業者に対して、適正な計量証明の実施を確保するため、事業規程の見直し、計量証明に使用する特定計量器等の設備及び管理状況並びに計量方法等についての指導に努めた。

ウ 計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準（平成5年通商産業省告示第549号）に基づき、一般計量証明事業に携わる者を対象として講習会及び試験（主任計量者試験）を3回実施した。

講習・試験の結果は表9のとおりである。

表7 処理件数及び事業者数

区 分	処 理 件 数						事 業 区 分	
	新 規	廃 止	変 更	登録証 再交付	登録簿 閲 覧	登録簿 謄本交付	20年度末 現 在	19年度末 現 在
一般	質 量	3	1	19			82	80
	体 積						2	2
	熱 量						1	1
環境	濃 度			25	1		21	21
	特定濃度			4			3	3
	音 圧			8			7	7
	振 動			6			6	6
合 計	3	1	62	1	0	0	122 (103)	120 (101)

注 ()内は事業者の実数。

表8 地域別事業区分数

区分 市町村	一 般			環 境				合 計
	質 量	体 積	熱 量	濃 度	特定濃度	音 圧	振 動	
左 京 区				2				2
中 京 区			1	3	1	2	2	9
東 山 区	1							1
山 科 区	1			1	1	1		4
下 京 区	1							1
南 区	14			4		1	1	20
右 京 区	1			1				2
西 京 区	1							1
伏 見 区	13			4		2	2	21
京都市計	32	0	1	15	2	6	5	61
福知山市	2			1				3
舞鶴市	7	2		1				10
綾部市	1							1
向日市	1							1
宇治市	2			1	1	1	1	6
宮津市	2							2
亀岡市	1							1
城陽市	2							2
長岡京市	4			1				5
八幡市	8							8
京田辺市	2							2
木津川市	3			1				4
南丹市	1							1
京丹後市	3							3
市部計	39	2	0	5	1	1	1	49
久御山町	4							4
宇治田原町	1							1
精華町	1							1
京丹波町	3			1				4
与謝野町	2							2
郡部計	11	0	0	1	0	0	0	12
20年度末現在	82	2	1	21	3	7	6	122

表9 一般主任計量者の講習・試験の結果

受講者数	受験者数	合格者数
34	34	23

(2) 計量士

計量士になろうとする者は、計量器の検査その他計量管理を行うために必要な知識経験を有する者として、計量士の区分に従い経済産業大臣の登録を受けることができる。(法第122号)

新規登録の処理件数は次のとおりである。

区 分		処理件数
環境計量士(濃度関係)	1 濃度に関する計量士	13
環境計量士 (騒音・振動関係)	2 音圧レベル及び振動加速度レベルに関する計量士	6
一般計量士	前2号に掲げる物象の状態の量以外のものに係る計量士	8

3 指 定

(1) 指定製造事業者

届出製造事業者のうち、一定水準の製造・品質管理能力を有する事業場(工場)については、法令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣の指定を受けることができる。(法第16条、96条)

また、指定を受けた事業場(工場)が製造した型式承認を受けた特定計量器は、経済産業省令で定める表示(基準適合証印 ----- 20年度中に付した個数:391,249個)を付すことにより、検定に代えて取引・証明に使用することができる。(法第16条、96条)

なお、指定申請は、都道府県知事を経由して行うこととなっており、申請した届出製造事業者は、申請した工場又は事業場における品質管理の方法について、都道府県知事の指定検査を受けなければならない。(法第91条第2項)また、指定を受けた後も、品質管理の方法を変更したことによって特定計量器の品質に重要な影響を及ぼす場合は、経済産業大臣に変更届を提出し、知事の立入検査を受けなければならない。(法第94条)

指定状況及び変更の処理件数は次のとおりである。

事業所名	指定日	事業区分	処理件数
(株)堀場製作所	平成10年4月10日	濃度計	0
(株)山武瑞穂	平成10年11月2日	水道メーター	2
(株)富永製作所	平成11年3月11日	自動車等給油メーター	0
(株)島津製作所	平成12年4月3日	濃度計	1
(株)島津製作所	平成14年1月25日	質量計	1
関西ガスメータ(株)	平成14年3月15日	ガスメーター	2
(株)金門瑞穂	平成15年3月31日	ガスメーター(平成20年12月31日)廃止	2

(2) 適正計量管理事業所

ア 特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うもの（計量管理の方法等について都道府県知事又は特定市町村長の検査を受け適合したもの）は、経済産業大臣（国の事業所）又は都道府県知事（国の事業所以外の事業所）の指定を受けることができる。（法第127条）

指定を受けた事業所は、使用する特定計量器について、定期検査の受検義務が免除される。

なお、届出た計量管理の方法の遵守ほか、検査を行った特定計量器の数等の報告（年1回）及び届出事項に変更が生じたときの変更の届（その都度遅滞なく）等が必要となる。

* 知事指定の事業所数等は次のとおりである。

処 理 件 数			事 業 所 数	
新 規	廃 止	変 更	20年度末現在	19年度末現在
3	17	90	1,007	1,021

イ 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、経済産業省令で定める標識を掲げることができる。（法第130条、計量法施行規則第78条）

標 識



4 立入検査

(1) 製造・修理事業者

届出製造・修理事業者に対して、検査設備、検査義務の実施状況等について立入検査を行い、適正な特定計量器の供給を確保するため、指導に努めた。(法第148条)

検査事業者数は次のとおりである。

区分	製造	修理
事業者数	10	17

(2) 計量証明事業者

一般計量証明事業者、環境計量証明事業者に対して、事業規程の遵守、計量証明検査の受検状況等について立入検査を行い、計量証明事業の適正な実施を図るため、指導に努めた。(法第148条)

検査事業者数は次のとおりである。

区分	一般	環境
事業者数	11	11

(3) 適正計量管理事業所

適正計量管理事業所に対して、計量士による特定計量器の検査の状況、計量管理の実施状況等について立入検査を行い、適正な計量管理の推進を図るため、指導に努めた。(法第148条)

なお、本年度は12事業所(製造業6、流通業6)に対して、立入検査を行った。

(4) 指定製造事業者

品質管理能力を有すると認められ、指定を受けた届出製造事業者に対して品質管理の方法に関する基準の遵守、特定計量器の製造に係る基準適合義務の実施方法等について立入検査を行い、適正な特定計量器の供給を確保するため、指導に努めた。

(法第148条)

検査事業者数は次のとおりである。

区分	濃度計	質量計	ガスメーター	自動車等給油メーター	水道メーター
事業者数	2	1	2	1	1

特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査

1 検定及び装置検査

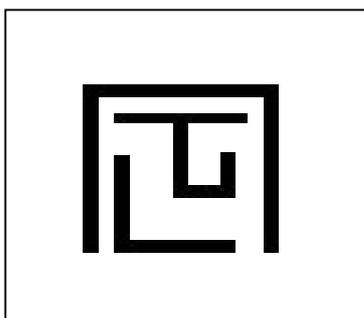
取引又は証明に使用する特定計量器は、検定又は検査に合格したものでなければ使用してはならない（法第16条）

なお、検定に合格したものには検定証印、指定製造事業者が製造した型式承認を受けたものには基準適合証印、装置検査に合格したものには装置検査証印が付される。（法第27条、75条、96条）

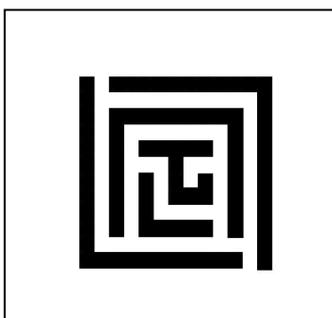
また、検定は経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関のいずれかに、装置検査は都道府県知事に申請しなければならない。（法第70条）

検定及び装置検査の実績は表10、11のとおりである。

検定証印



基準適合証印



装置検査証印

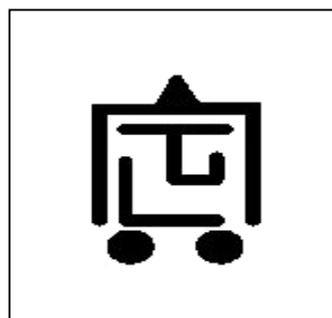


表10 特定計量器検定・装置検査実績

種 類		製造又は輸入			修理又は使用中			合 計		
		検定個数	不合格	手数料(円)	検定個数	不合格	手数料(円)	検定個数	不合格	手数料(円)
タシメーター	(装置検査)				10,835	16	7,584,500	10,835	16	7,584,500
質 量 計	電気抵抗線式はかり	333	0	632,000	35	0	108,300	368	0	740,300
	誘電式はかり				2	0	2,100	2	0	2,100
	電磁式はかり	3	0	3,150	68	0	73,500	71	0	76,650
	その他の電気式はかり									
	手動天びん									
	等比皿手動はかり									
	棒はかり									
	その他の手動はかり									
	ばね式はかり									
	手動指示併用はかり									
	その他の指示はかり									
分銅										
温 度 計	ガラス製温度計(バックマン温度計、体温計を除く)									
体 積 計	水道メーター(口径 40mm)									
	水道メーター(口径 40mm)	12	0	17,550	5	0	8,250	17	0	25,800
	自動車等給油メーター	9	0	18,450	940	0	1,961,400	949	0	1,979,850
	小型車載燃料油メーター	20	0	41,000	104	0	217,300	124	0	258,300
	大型車載燃料油メーター				29	0	83,750	29	0	83,750
	簡易燃料油メーター				1	0	1,600	1	0	1,600
	微流量燃料油メーター									
	定置燃料油メーター				8	0	24,500	8	0	24,500
	液化石油ガスメーター	2	0	12,800	29	0	183,800	31	0	196,600
	都市ガス用ガスメーター (使用量大流量 6m ² /h)									
	都市ガス用ガスメーター (使用量大流量 > 6m ² /h)				1,061	0	282,260	1,061	0	282,260
	石油ガス用ガスメーター (使用量大流量 2.5m ² /h)				240	0	24,000	240	0	24,000
	石油ガス用ガスメーター (使用量大流量 > 2.5m ² /h)									
密度浮ひょう	耐圧密度浮ひょう以外の密度浮ひょう									
	耐圧密度浮ひょう									
アネロイド 型圧力計	アネロイド型血圧計以外の アネロイド型圧力計									
	アネロイド型血圧計									
浮ひょう 型比重計	比重浮ひょう									
	重ポーム度浮ひょう									
	日本酒度浮ひょう									
合 計		379	0	724,950	13,357	16	10,555,260	13,736	16	11,280,210

表 1 1 特定計量器検定・装置検査の推移

種 類	20 年 度				19 年 度				対前年増減率	
	検 定 個 数	不 合 格 個 数	%	手 数 料 (円)	検 定 個 数	不 合 格 個 数	%	手 数 料 (円)	検 定 個 数	手 数 料
タクシメーター (装置検査)	10,835	16	0.1	7,584,500	10,287	22	0.2	7,201,200	5.3	5.3
非自動はかり	441	0	0.0	819,050	514	0	0.0	870,920	14.2	6.0
分 銅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラス製温度計 (ガラス製体温計を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水道メーター	17	0	0.0	25,800	11	0	0.0	16,800	54.5	53.6
燃料油メーター	1,111	0	0.0	2,348,000	1,139	0	0.0	2,408,050	2.5	2.5
液化石油ガスメーター	31	0	0.0	196,600	20	0	0.0	127,200	55.0	54.6
ガスメーター	1,301	0	0.0	306,260	3,541	0	0.0	1,063,190	63.3	71.2
アネロイド型圧力計 (アネロイド型血圧計を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浮ひょう型比重計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	13,736	16	0.1	11,280,210	15,512	22	0.1	11,687,360	11.4	3.5

2 基準器検査

検定、定期検査等に使用する計量器（基準器）のうち、都道府県知事が検査を行うことになっているものは表 12 のとおりであり、検査に合格した基準器には基準器検査証印が付され、基準器検査成績書が交付される。（法第 102 条、基準器検査規則第 5 条）

基準器検査の実績は表 13 のとおりである。

基準器検査証印

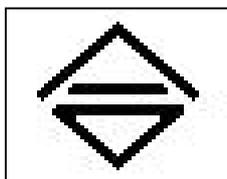


表 12 都道府県知事が検査を行う基準器

長さ基準器	タクシメーター装置検査用基準器
質量基準器	ひょう量が 2 トン以下の手動天びん又は基準直示天びんであって目量又は感量がひょう量の 4,000 分の 1 以上のもの
	ひょう量が 5 トン以下の基準台手動はかりであって目量又は感量がひょう量の 2 万分の 1 以上のもの
	一級基準分銅・二級基準分銅・三級基準分銅
体積基準器	基準ガスメーターのうち計ることができるガスの体積が計量室の 1 回転につき 20 リットル以下の湿式のもの
	全量が 1,000 リットル未満の液体メーター用基準タンクであって水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの
	全量が 25 リットル以下の液体メーター用基準タンクであって燃料油メーターの検査に用いるもの

表 13 基準器検査実績

種 類	検査個数	不合格個数	手数料(円)
タクシメーター装置検査用基準器	0	0	0
基準台手動はかり	0	0	0
一級基準分銅	2 3 6	0	814,200
二級基準分銅	5 2 2	0	362,750
三級基準分銅	4 9 8	0	595,250
基準湿式ガスメーター	8	0	147,200
液体メーター用基準タンク (水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの)	1	0	51,000
液体メーター用基準タンク (燃料油メーターの検査に用いるもの)	1 6	0	217,600
合 計	1, 2 8 1	0	2,188,000

特定計量器に係る定期検査、計量証明検査、立入検査及び依頼検査

1 定期検査

取引又は証明に使用する特定計量器のうち、その構造及び使用状況からみて、その性能及び器差について、定期的に検査を行うことと規定されている計量器(質量計2年に1回)は、都道府県知事又は特定市町村長(定期検査に代わる計量士による検査も可)が行う検査を受けなければならない。(法第19条)

なお、検査に合格した計量器には、検査年月が表示された定期検査済証印が付される。(法第24条)

検査実績は、表14～17のとおりである。

定期検査済証印



表14 定期検査の種類別成績

種 類		検査個数	不合格個数	手数料(円)
は か り	電気抵抗線式はかり	1,101	6	2,853,200
	誘電式はかり	109	0	169,400
	電磁式はかり	82	0	134,400
	その他の電気式はかり	3	0	4,200
	手動天びん	1	0	500
	等比皿手動はかり	9	0	4,500
	棒はかり	11	0	2,750
	その他の手動はかり	429	0	324,900
	ばね式はかり	1,210	2	598,900
	手動指示併用はかり	77	0	38,500
	その他の指示はかり	5	0	44,000
計		3,037	8	4,175,250
分 銅 ・ お も り	分銅	426	0	4,260
	定量おもり	8	0	80
	定量増おもり	2,047	0	20,470
	計	2,481	0	24,810
合 計		5,518	8	4,200,060

表 1 5 定期検査の種類別検査個数

区分 市町村	電気抵抗線式 はかり	誘電式 はかり	電磁式 はかり	その他の 電気式はかり	手動 天びん	等比皿 手動 はかり	棒はか り	その他 の手動 はかり	ばね式 はかり	手動指 示併用 はかり	その他 の指示 はかり	小 計	分銅	定量お もり	定量増 おもり	小 計	合 計
綾 部 市	91	10	10			1	4	69	137	9		331	54	4	328	386	717
福 知 山 市	223	24	25			4	1	75	208	24	4	588	127	1	365	493	1,081
亀 岡 市	185	21	14	2			1	44	134	7		408	25	1	196	222	630
向 日 市	49	7	5					12	69	9		151	30		57	87	238
長 岡 京 市	118	9	7			1		12	103	18		268	91		63	154	422
京 丹 後 市	176	15	9		1	3	4	71	278	7	1	565	85	1	313	399	964
木 津 川 市	126	10	6				1	83	170	2		398	5	1	429	435	833
市 部 計	968	96	76	2	1	9	11	366	1,099	76	5	2,709	417	8	1,751	2,176	4,885
大 山 崎 町	24							4	14	1		43	5		23	28	71
笠 置 町	6							4	9			19	4		17	21	40
和 束 町	55	1	2					44	38			140			205	205	345
精 華 町	34	12	4	1				9	36			96			42	42	138
南 山 城 村	7							1	11			19			4	4	23
町 村 部 計	126	13	6	1	0	0	0	62	108	1	0	317	9	0	291	300	617
合 計	1,094	109	82	3	1	9	11	428	1,207	77	5	3,026	426	8	2,042	2,476	5,502
該 当 年 度 外 補 充 検 査	7							1	3			11			5	5	16
総 計	1,101	109	82	3	1	9	11	429	1,210	77	5	3,037	426	8	2,047	2,481	5,518

表16 定期検査の検査個数の推移

区分 市町村	検査個数						不合格個数					
	20年度		18年度		16年度	20年度		18年度		16年度		
	個数	対前回増減率	個数	対前回増減率	個数	個数	比率	個数	比率	個数	比率	
綾部市	717	5.2	756	7.4	816	0	0.0	2	0.3	4	0.5	
福知山市	1,081	2.8	1,112	10.8	1,246	0	0.0	4	0.4	2	0.2	
亀岡市	630	2.2	644	4.4	617	1	0.2	0	0.0	1	0.2	
向日市	238	0.8	240	3.6	249	0	0.0	5	2.1	0	0.0	
長岡京市	422	0.7	425	9.4	469	1	0.2	5	1.2	3	0.6	
京丹後市	964	13.4	1,113	3.0	1,148	5	0.5	2	0.2	8	0.7	
木津川市	833	3.5	863	6.3	921	0	0.0	2	0.2	1	0.1	
市部計	4,885	5.2	5,153	5.7	5,466	7	0.1	20	0.4	19	0.3	
大山崎町	71	2.9	69	10.4	77	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
笠置町	40	2.6	39	22.0	50	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
和束町	345	2.0	352	2.3	344	1	0.3	2	0.6	0	0.0	
精華町	138	9.8	153	53.0	100	0	0.0	0	0.0	1	1.0	
南山城村	23	15.0	20	51.2	41	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
町村部計	617	2.5	633	3.4	612	1	0.2	2	0.3	1	0.2	
合計	5,502	4.9	5,786	4.8	6,078	8	0.1	22	0.4	20	0.3	
該当年度外補充検査	16	-	0	-	0	0	-	0	-	0	-	
総計	5,518	4.6	5,786	4.8	6,078	8	0.1	22	0.4	20	0.3	

表17 定期検査の検査戸数の推移

区分 市町村	検査戸数					不合格戸数					
	20年度		18年度		16年度	20年度		18年度		16年度	
	戸数	対前回増減率	戸数	対前回増減率	戸数	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率
綾部市	189	8.3	206	1.4	209	0	0.0	2	1.0	4	1.9
福知山市	340	6.1	362	3.5	375	0	0.0	4	1.1	2	0.5
亀岡市	195	3.5	202	4.1	194	1	0.5	0	0.0	1	0.5
向日市	67	2.9	69	6.8	74	0	0.0	2	2.9	0	0.0
長岡京市	124	0.8	123	14.6	144	1	0.8	4	3.3	2	1.4
京丹後市	341	6.6	365	2.7	375	5	1.5	2	0.5	7	1.9
木津川市	223	0.5	222	2.2	227	0	0.0	2	0.9	1	0.4
市部計	1,479	4.5	1,549	3.1	1,598	7	0.5	16	1.0	17	1.1
大山崎町	29	0.0	29	7.4	27	0	0.0	0	0.0	0	0.0
笠置町	13	23.5	17	0.0	17	0	0.0	0	0.0	0	0.0
和束町	88	3.3	91	13.8	80	1	1.1	2	2.2	0	0.0
精華町	51	8.9	56	16.7	48	0	0.0	0	0.0	1	2.1
南山城村	12	14.3	14	17.6	17	0	0.0	0	0.0	0	0.0
町村部計	193	6.8	207	9.5	189	1	0.5	2	1.0	1	0.5
合計	1,672	4.8	1,756	1.7	1,787	8	0.5	18	1.0	18	1.0
該当年度外補充検査	4	42.9	7	-	0	0	-	0	-	0	-
総計	1,676	4.9	1,763	1.3	1,787	8	0.5	18	1.0	18	1.0

2 計量証明検査

計量証明事業者は、事業登録を受けた日から特定計量器の種類により、法令で定める期間ごとに都道府県知事が行う検査を受けなければならない。(法第116条)

なお、検査を受けた特定計量器には、計量証明検査済証印及び検査年月が付される。

法令で定める期間は表18、検査実績は表19のとおりである。

計量証明検査済証印



表18 計量証明事業に係る特定計量器及び期間

種 類	期 間
質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）	2年
ボンベ型熱量計、ベックマン温度計	5年
皮革面積計	1年
騒音計	3年
振動レベル計	3年
濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器、酒精度浮ひょうを除く）	3年

表19 計量証明検査実績

種 類		検 査 個 数	不 合 格 個 数	手 数 料 (円)		
一 般	質量計	非自動はかり	6	1	96,500	
		分銅及びおもり	6	0	60	
	計		12	1	96,560	
環 境	騒音計		11	1	316,200	
	振動レベル計		0	0	0	
	濃度計	ジルコニア式酸素濃度計		0	0	0
		磁気式酸素濃度計		0	0	0
		非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計		0	0	0
		非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計		0	0	0
		化学発光式窒素酸化物濃度計		0	0	0
		ガラス電極式水素イオン濃度指示計		14	0	354,200
計		25	1	670,400		
合 計		37	2	766,960		

3 立入検査

正確な計量器（特定計量器以外のものを含む。）による適正な計量を確保することは、商工業の適切な経営と消費者保護のために欠かせない重要なことであるので、計量器を取引又は証明に使用する事業所などにおいて、不適正な計量器を排除するとともに、適正な計量の実施について指導を行った。（法第148条）

（1）特定計量器（質量計）の検査

本年度は、6市1町の6店舗において、食肉、魚介、青果物等の食料品及びその他の消費生活物資を製造又は販売している事業所等で使用されている質量計の立入検査を行い、定期検査の未受検など不適正使用を防止するとともに適正な計量の実施について指導を行った。

検査成績は次のとおりある。

検査地域	検査戸数	検査個数	不合格個数	不適正使用個数					
				定検	水平	零点	据付	その他	合計
福知山市 他	6	7	0						0

（2）特定計量器（検定の有効期間のあるもの）の検査

検定又は装置検査の有効期間が定められているタクシメーター、水道メーター、燃料油メーター等の特定計量器について随時検査を行い、有効期間を経過しているもの、検定証印等が脱落しているものなどの不適正使用を防止するとともに、適正な計量の実施について指導を行った。

ア タクシメーター

本年度は、4市1町の10事業所において検査を行った。

検査実績は次のとおりである。

検査地域	検査事業所数	不合格事業所数	検査個数	不合格個数
城陽市、八幡市、木津川市、京丹後市、精華町	10	0	27	0

イ 水道メーター

本年度は、2市2町の4事業所において検査を行った。

検査実績は次のとおりである。

検査地域	検査事業所数	不合格事業所数	検査個数	不合格個数
福知山市、舞鶴市、京丹波町、和束町	4	3	75,044 (台帳検査)	1,723 (台帳検査・有効期限切れ)
			82 (外観検査)	0 (外観検査)

ウ 液化石油ガスメーター

エルピーガススタンド協会京都支部の自主検査による成績書等の提出を求め、管理状況の把握に努めた。

エ 燃料油メーター

本年度は、14市7町1村の48事業所において検査を行った。

検査実績は次のとおりである。

検査地域	検査事業所数	不合格事業所数	検査個数	不合格個数
向日市、南丹市、城陽市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、久御山町、笠置町、精華町、南山城村、京丹波町、与謝野町、和束町、大山崎町	48	4	486	10 (有効期限切れ)

オ ガスメーター

本年度は、7市1町の40事業所において検査を行った。

検査実績は次のとおりである。

検査地域	検査事業所数	不合格事業所数	検査個数	不合格個数
宇治市、綾部市、福知山市、京丹後市、亀岡市、南丹市、宮津市、京丹波町	40	3	46,778 (台帳検査)	274 (台帳検査・有効期限切れ)
			113 (外観検査)	3 (外観検査)

4 依頼検査

工場等で使用されている圧力計について、使用者からの依頼による検査を行い、適正な使用について指導を行った。

検査実績は次のとおりである。

依頼件数	検査個数	合格個数	不合格個数
25	31	31	0

量目の検査及び指導

1 量目立入検査

商店、スーパーマーケット等において食料品、その他の日常生活消費物資の量目（賞品の真実の量に対する表示量の誤差）について、立入検査を行い、不適正計量商品を排除し、正量販売の指導に努めた。検査の結果、不適正計量商品のあった事業者には、嚴重注意の上、不適正商品群について再計算を指示するとともに、全事業者に対して風袋量の確実な設定等量目精度向上の普及に努めた。

なお、本年度は2市1町の14店舗において立入検査を行った。

検査成績は表20・21のとおりである。

表20 商品量目立入検査地域別内訳

区分 検査地域	検査個数	内 訳			
		正量個数		不足個数	
舞鶴市、福知山市	850	837	98.5 [%]	13	1.5 [%]
京丹波町	164	160	97.6	4	2.4
合 計	1,014	997	98.3	17	1.7

表 2 1 商品量目立入検査品目別内訳

区分 検査品目	検査個数	内 訳			
		正量個数		不足個数	
食 肉 類	471	467	99.2 %	4	0.8 %
魚 介 類	195	195	100.0	0	0.0
魚 介 加 工 品	88	85	96.6	3	3.4
調 理 食 品	154	145	94.2	9	5.8
野 菜 類	91	90	98.9	1	1.1
そ の 他	15	15	100.0	0	0.0
合 計	1,014	997	98.3	17	1.7

計量制度の普及啓発事業

1 計量記念日事業

(1) 京都府中小企業関係定例表彰並びに京都府計量功労者表彰式

平成 20 年 11 月 21 日京都ガーデンパレスにおいて京都府中小企業関係定例表彰並びに京都府計量功労者等表彰式が行われた。計量の部では、計量功労者 2 名に京都府知事から表彰状等が授与された。知事あいさつのあと、府議会議長他来賓から祝辞が述べられた。

受表彰者等は、次のとおりである。(敬称略)

計量功労者

従業員

淵上 政樹 (株式会社 日新ビジネスプロモート 部長)

計量普及

吉川 勲 (京都府計量団体連合会 理事)

(2) 啓発・指導

計量普及ポスター、計量標語ステッカーを計量器製造、修理、販売及び計量証明の各事業者、適正計量管理事業所、商工業者団体等に配布し、各事業所、店舗への掲示を依頼するとともに、計量普及リーフレット「くらしと計量」、計量標語ステッカーを各市町村等を通じ消費者団体等へ配布して計量意識の高揚を図った。

なお、計量標語は、府計量管理協会が適正計量管理事業所の従業員から募集し、優秀作及び佳作に選定した中から、製造及び流通事業者向けに各3題を採用した。

2 計量教室の開催

試買検査モニター等への講話、消費生活モニター研修会の講演等において「くらしと計量」「計量法の概要」等について説明し、計量知識の啓発に努めた。

3 消費生活展

市町村等が行う消費生活展に計量コーナーを設け、計量に関するパネルの展示やリーフレットの配布を行うほか、重さ当てクイズを実施するなど計量の普及、啓発に努めた。

消費生活展の開催日等は次のとおりである。

開催日	開催場所
11月2日	大山崎町中央公民館
11月20日	福知山厚生会館

4 施設等の見学

当所を訪れた見学者に、検定及び検査の方法や正しい計り方などについて説明し、計量知識の啓発を図った。

また、計量記念日に係る番組の企画に関してテレビ局の取材があり、業務内容の紹介等を行った。

計量関係団体への支援

届出製造・修理事業者で組織する「京都府計量器工業会」、販売事業者・適正計量管理事業所及び計量士で組織する「京都府計量管理協会」、一般計量証明事業者で組織する「京都府計量証明事業協会」、環境計量証明事業者で組織する「京都府環境計量証明事業協会」の4団体が各団体の連絡協調と事業の効率化を図るため、「京都府計量団体連合会」として活動していたが、それぞれ「計量器工業部会」、「計量管理部会」、「計量士部会」、「計量証明部会」、「環境計量証明部会」として「一般社団法人京都府計量協会」が平成21年1月13日に設立された。

協会又は部会独自に次の事業を行っている。

法令知識、情報提供のための計量ニュース、会報等の発行

家庭用計量器の精度確認

計量関係企業の事業場等の見学

技術及び法令知識習得のための研修会の開催

事業場従業員からの計量標語の募集

事業場の優良従業員表彰

その他計量普及資料の配布

計量法の普及啓発事業

京都府は計量協会（連合会）及び各部会との連携を一層強めるとともに、補助金を交付したほか、京都において、10月に連合会の主催で近畿計量大会が、21年2月には全国計量士大会が開催され、これらの事業に対して円滑な運営を図るための支援を行った。

計量関係団体の概要は、次頁のとおりである。

計量制度の推進

1 指定製造事業者制度の充実

正確な特定計量器を供給するために、検定制度に代替するものとして平成6年に創設された指定製造事業者制度について、新たに京都府において特定計量器の製造しようとする企業から指定に関する相談を受け、製造及び指定に向けて打ち合わせ・助言を行った。

また、すでに指定を受けている事業者に対しても年一回以上の立入検査を継続的に実施して品質システムの維持・向上について指導・助言に努めた。

計量関係団体の概要

平成 21 年 7 月 1 日現在

一般社団法人 京都府計量協会		京都府計量検定所内	TEL (075)415-3166
理事長	瀧本 慎吾	(株)島津総合科学研究所	代表取締役社長
副理事長	石田 武久	(株)イシダ	相談役
副理事長	増田 典	増田産業(有)	代表取締役
副理事長	山本 裕志	(株)島津テクノリサーチ	社長
副理事長	木村 雄太郎	(株)島津製作所	シーエス総括部長
副理事長	宮本 吉章		京都府計量士会会長
計量証明事業協会		京都府計量検定所内	TEL (075)415-3166
会長	増田 典	増田産業(有)	代表取締役
副会長	原本 元柱	(株)林	代表取締役
副会長	澤田 修一	関西紙料(株)	代表取締役
環境計量証明事業協会		京都市中京区西ノ京三条坊町2番地の13	
		(株)島津テクノリサーチ内	TEL (075)811-3182
会長	山本 裕志	(株)島津テクノリサーチ	社長
副会長	伊藤 伸一	(社)京都微生物研究所	理事

案内図



京都府計量検定所

〒602-0918

京都市上京区室町通中立売上る薬屋町 431

TEL(075)441-8335 FAX(075)441-8336

E-mail 指導課 keiryoushido@pref.kyoto.lg.jp

URL <http://www.pref.kyoto.jp/keiryou/>